

# 新撰亀相記

工 藤 隆

## 新撰亀相記

1

『新撰亀相記』は、天長七年（八三〇）ト部遠繼によつて奏上されたという、ト部氏の古伝承である。もし、この天長七年成立が事実だとすれば、『古事記』『日本書紀』の成立から、わずか百余年後のことになる。とすれば、記紀の国家神話の体系から外れた、ほぼ同時代の氏族伝承のあり方を知る意味でも、重要な価値をもつものと思われる。

しかしながら、この『新撰亀相記』についての研究は、今までのところ、それほどの深まりを示しているとは言えない。研究論文・研究書もごくわずかである。ここで、私の知り得た限りにおいて、以下に年代順に列挙しておこう。単に言及したもの、資料として利用したものについては、必要と思われるもののみを挙げた。

- ① 伴信友『正ト考』（伴信友全集卷二）、天保十五年（一八四四）。
- ② 田中頼庸『校訂古事記』（神宮教院）の底本として使用される。
- 明治二十年（一八八七）。

③ 菅政友『淤能碁呂嶋考』（菅政友全集、全一巻）、明治二十一年（一八八八）再稿。

④ 『新撰亀相記抄』（角田忠行序、阪正裕著作兼発行の活字本）、明治二十四年（一八九一）。以下、『抄』と略す。

後掲『新撰亀相記講義』の佐伯有義「はしがき」によれば、明治初年（一八六八）、大嘗祭に際してト書を索められた時に、山田有年が吉田家の文庫より発見し、矢野玄道が抄書した写本を原本としているという。

⑤ 『古事類苑』に、資料として用いられる。明治二十九年（一八九六）。

⑥ 山岸氏隆『新撰亀相記本辞考証』、明治三十四年（一九〇一）。以下、『考証』と略す。

万年筆で四百字詰原稿用紙116枚に書き写したものを、東大宗教学研究室で実見した。「借請井上頼國翁所蔵本書写進畢／昭和十八年六月上浣」とある。藤井信男『古事記上表文の研究』（昭和十八年）によれば、山岸氏隆の自筆草稿は、無窮会神習文庫にあるという。

⑦ 飯田武郷『日本書紀通釈』、明治三十五年（一九〇二）。

⑧ 角田忠行『新撰亀相記抄講義』（会通社）、大正二年（一九一二）。以下、『講義』と略す。

- ⑨ 藤井信男「新撰亀相記の本辞に就きて」『歴史と国文学』第十九卷第二号、昭和十三年（一九三八）九月号。
- ⑩ 武田祐吉「新撰亀相記の記事」『古事記説話群の研究』、昭和二十九年（一九五四）。のちに『武田祐吉著作集』（角川書店）第三巻に所収。
- ⑪ 『梵舜自筆新撰亀相記』（東京大学宗教学研究室蔵本）（椿実解題、大学書院）、昭和三十二年（一九五七）。
- これは、前半部76ページまでが梵舜自筆本の縮小影写版、後半部（100ページまで）は椿実の解題と跋である。この解題は、その精細さにおいて、現在の時点では、『新撰亀相記』研究の最高水準にあるとしてよい。なお、この影写版には行数を示す数字が付けられている（全878行）が、以下、小論で用いる行数はすべてこれによる。
- ⑫ 倉野憲司「新撰亀相記と古事記」『日本上古史研究』昭和三十四年（一九五九）三月号。のちに、倉野『上代日本古典文学の研究』（桜楓社）に所収。
- ⑬ 『国書総目録』（岩波書店）、昭和三十八年（一九六三）。
- 以下、該当項目をそのまま引用する（〔 〕内は引用者）。
- 新撰亀相記（きそうき） 一冊（巻）占ト（著）ト部遠繼（写）国会（國立国会）（本朝画図品目と合）・宮書（宮内庁）（明治写、龜ト次第・龜ト抄と合）（一冊）・早大〔早稻田大〕（微古雜抄二三）・神宮〔神宮文庫〕（御巫清直写）・無窮（無窮文庫）（玉籠二六一）
- 新撰亀相記抄（しんせんきょう） 一冊（巻）占ト（写）神宮（明治写、出雲大社記・神道独語を付す）
- ここで断わっておかねばならないが、小論にあっては、不本意
- ながら、これら諸本を参照し、校合する余裕をもたなかつた。これら諸本およびここに載せられていない前出東大本その他の、徹底した校合・校訂はまだ行なわれてない。今後に残された基礎的な課題であると言えよう。
- ⑭ 『時代別国語大辞典上代編』（三省堂）、昭和四十二年（一九六七）。
- その「資料解説」の新撰亀相記条の主要部分を以下に引用しておく。
- ……東大神道研究室所蔵の『亀ト抄』（梵舜自筆）の後半の、船橋業賢自筆本による部分に見えるものが現存最古の写本（略）。かつて吉田家より発見され矢野玄道の抄書した吉田家本（仮称）は存在が不明である。東大本は、（略）、『古事記』をはじめ、『台記』別記所載のものと本文を異にする中臣寿詞、『延喜式』所収のものは異なる鎮火祭・大祓祝詞、ほかに所伝のない『亀経』などの本文（漢籍にもとづくか）を引用し、朱の乎古止点、墨の片仮名訓、返点などをほどこしている。墨訓は上代語彙資料としても注意して用いれば、多少の価値を有するものといえる。
- ⑮ 秋本吉徳「新撰亀相記の研究 一翻刻の部」（『清泉女子大学紀要』26）、昭和五十三年（一九七八）。
- これは、東大本（梵舜自筆本）『亀ト抄』のうちで特に『新撰亀相記』にあたると思われる部分だけを翻刻し、『抄』（④）と対校したものである。「その内容の検討については、後篇に譲りたい」とあるように、いずれ「論究の部」にあたるもののが予定されているようである。椿実の「解題」（⑪）を越える論究の登場を期待したい。

ところで、以上に表れた諸本の他に（あるいはどれかの異称か）、「黒田本」の存在したことが『考証』（⑥）によつて知られる。

さて新撰相記に二本あり。一本は右龜トの次第。龜ト抄。新撰

龜相記者、ト部家極秘之書也。有縁写認之。本書間多錯誤。

不レ有レ無レ疑。後日以正本校合之可也。正徳三年癸巳六月朔  
日。於三下館城中太夫丹治直重の奥書ある本なり。黒田系図に直重  
從四位下云々、貞享四年丁卯十二月十八日叙從五位下任豊前守  
云々、同十六年元癸未正月九日、加賜増地五千石、為常陸國  
下館城主。三月賜印彰云々とあり。されば世に之を黒田本とい

へり。此の本辞考証は黒田本を原本として他の一本を参へ考へた  
り。今一本は矢野本といひならへるものにして、矢野玄道ぬしの  
吉田良義ぬしの所蔵のものに就きて写されしなり。さて黒田本は  
新撰龜相記の甲巻のみにて、乙丙丁の三巻の伝らぬは實に口惜し  
き極なり。（略）この矢野本を角田忠行ぬしの活字の摺巻となし  
て新撰龜相記抄と号けしかば、この考証に抄本として往々引きた  
るなり。

すなわち、『考証』の本文は、「黒田本」を主として、他に「矢野  
本」（『時代別国語大辞典上代編』では「吉田本」。活字本としては『抄』）を  
参考にしたものであることがわかる。ところで、この『考証』本文  
と『抄』とは一ヶ所を除いてほとんど同文である。だが、その一ヶ  
所とは、527~536行、『抄』では「龜經」にあたる部分の全部であ  
る。この部分は、後に述べるように、『大唐六典』など漢籍からの  
流用であることは明らかである。すなわち、「黒田本」のように、  
この「龜經」という異質の部分を欠いたものの方がむしろ原型に近  
いとも考えられるのである。

## 新撰龜相記

「黒田本」は正徳三年（一七一三）の写本だから、後に触れる東  
大本の元和六年（一六一〇）書写よりは新しいが、この「龜經」の  
扱い方については参考になろう。

ところで、「解題」（椿）には、

故宮地直一博士は『龜ト抄』なる梵舜自筆の一本を他の龜ト関  
係の二書とともに正親町家より入手せられ、当時の東京帝国大学  
神道研究室の架蔵に帰したのであつたが・本書の後半（三六二行）  
以降に実に『新撰龜相記』のもつとも古き筆録あるを発見せられ  
たのである。

とおり、椿自身もこの「もつとも古き筆録」であることを認めてい  
る。すでに述べたように、すべての諸本を参照した上でのことでは  
ないので、いささかの不安は残しつつも、小論では、一応東大本を  
主体として、『抄』そして『考証』本文（「黒田本」）を参考にして、  
内容の検討に入つていただきたいと思う。

## 2

東大本（梵舜自筆本）は、大形楮紙袋冊子一冊本で、表紙には『龜  
ト抄』と墨書され、下に「秘」と朱書されている。白紙一枚を前後に  
含み、計三十九枚、その最後の部分（874~878行）に次の奥書がある。

右龜ト抄端六枚半環翠軒宣賢正筆  
奥。業賢自筆也以正本書之予於燈下  
書寫文字已下誤眼中屯正体恥他見了  
者息男

神龍院六十八歳

龍玄（花押）

次正サニ一筆之二十二書終追而遂校合了  
元和六庚年二月十五日

神龍院龍玄とは梵舜（一五五三～一六三二）のことである。すなわち梵舜は、六枚半は船橋宣賢（一四七五～一五五〇）の正筆で、その残り（奥）を息男である業賢（一五六六）が自筆で記している本を筆写したのである。

梵舜は豊國神社神主で家康に重んじられていた人物という。また、船橋宣賢は吉田兼俱（一四三五～一五一）の三男である。梵舜もまた、兼俱—兼致—兼満—兼右—兼見と続く、その兼見の弟である。

ところで、宣賢・業賢父子が筆写した本は、872行に、

本云  
天禄四年六月廿八日書記成庚亀ト得業生正六位上ト部宿禰雅延

とあり、天禄四年（九七三）にト部雅延によつて「書記」されたものであることがわかる。さて、この雅延が見たさらに古い本が、ト部遠繼の手に成るものであると推測させるのが、次に引用する598～605行送り仮名など適宜加えた。また明らかに誤字と思われるものも訂正した。）

宝亀五年始置ニト長上。中古以前有ニ術優者、以無ジ為レ記。大夫菅生忍人書レ卦示レ図、頗有リ遺一略罪。以回学遠繼、才職不レ撰、任ニ長上、朝畏夕懼、伏深戰越。ト之興雖三元是口伝、歷世為レ用、彼其至妙不可ニ勝謀。故旧辭為レ先、亀相列レ後、不ニ敢良媒。与ニ大史正六位上ト部勝謀磨、宮主正六位上伊豆嶋直益長、従六位上勲八等ト部嶋繼、散位正六位上壱岐直氏成、斎宮主・

神司宮（主）従七位下直広吉、詳議注之。天長七年八月十一日、ト長上従八位下ト部遠繼、余曰。

——宝亀五年（七七四）に初めてト長上を置いた。中古以前には、ト部に優れた者も有つたが、それを書き記すことはなかつた。菅生

忍人が卦・図を筆記したが、大変不満な点が多い。（略）占トの興りは、元々口伝とはいえ、長い間にわたつて重きをなし、その奥儀はとても推し測ることのできぬものだ。そこで、旧辞（古くからの伝承）を先に置き、亀相（亀トの実際的な技術）を後に列し、両者を無理に結びつけないのが、よいのではないか。そこで勝謀磨、益長、嶋繼、氏成、広吉と共に、よく討論して注をつけた、とト長上遠繼が、そう言つた。——この最後の部分には問題がある。このように訳せば、遠繼はそう語つたことになつてしまふ。しかし、「……注をつけた。……ト部遠繼。」と解すると、今度は「余曰」の続き方がわからなくなるのである。

ところで、『抄』は、この部分を次のように処理している。

……天長七年八月十一日。ト長上従八位下ト部遠繼。

○爾曰。凡為スト者。……

つまり、「……遠繼。」で段切れとし、「爾（余）曰。」からは、新たな章段が始まるとするのである。

確かに、この「……遠繼。」まで（598～605行と408～605行—後述）の内容は、古伝承的で、いわば「旧辞」にあたるが、「爾（余）曰」からとの部分の内容は、亀トの実際の技術・方法であり、いわば「亀相」にあたる。すなわち、内容面から見るに、「旧辞」と「亀相」という異質の章段の切れ目をここに推定し、『抄』のように読み解くのが妥当であろう。

とすると、「……天長七年……ト部遠繼。」なる奥書が有効なのは、この605行目までということになる。「爾（余）曰。」の主語は、おそらくはト部遠繼であろう。しかし、この後半部の「亀相」にあたる部分は、椿「解題」も「亀兆が陰陽五行説によつて複雑な体系

新撰龜相記

に進んでいった」可能性を指摘しているように、各時代の現況に対応した何らかの変化を蒙っているとみるべきだろう。

さて、606行より後の部分の特徴を一一・一一述べておこう。

まず、649行目からは明らかに、文章の形式に変化が生じることである。たとえば「問病者死哉……」(649行)、「問望官位得哉……」(650行)、「問待人来哉……」(651行)、「問天有久旱降雨哉……」(652行)というふうに、「問～哉」という問い合わせが始めにあり、それに対する対応が後に書かれているという形式である。この形式は819行目まで続く。その現実対処的性格の顕著なことを指摘しておきたい。

次に、755行と756行の間に、約4行分の空白のあることである。これは、後世の書き加えや散失・錯簡のあった可能性を示す。

三番目に、820行目には、「供奉 六月十二月 御体御ト火数事」とあり、以下825行目までその内容が記されていることである。

「新撰龜相記」の序にある部分(363~369行)には、

拳古今、発連類、將緝一軸、詞繁文多。故裁為四卷。号曰新撰龜相記。卷称甲乙丙丁。爾曰。甲卷……

とあり、すぐ後に続けて、甲巻・乙巻・丙巻・丁巻の「目次」にあ

たるものを見挙げてゐる。(37~40行)なおこの「蘭田」を「考證」

は「云々」の意に解しているがやけに「蘭田 田巻」「[ひこ・ア風]」詠む  
べきではないか。二つ目巻の「用次」つうらぶく終りは二番目の「

共奉 則本トニ效曾減一榮(03丁)が、「……天長七年……」部遠

「供奉 六月十一日 御体御ト火数事」の部分こそがこれにあたるのではないか。

また、甲巻（目次）最後の「供奉 御体ト吉凶称候一条」（404行）

### 図1 東大本『龟ト抄』の構造

												系統
												行数
												記事その他
874 ～ 878	873	872	869 ～ 871	820 ～ 868	649 ～ 819	606 ～ 648	536 ～ 605	527 ～ 536	371 ～ 407	363 ～ 370	362 ～ 369	1 ～ 361
元和六年、梵舜(神龍院龍玄)奥書 「墨付紙數卅七枚」	天禄四年、ト部雅延奥書 「供奉 御体ト之方」	「龟甲」	「供奉 御体ト火數事」	「龟相」にあたるか?	〔問:哉〕形式 755行と 756行の間に空白	〔旧辞」と思われる部分 605天長七年、ト部遠繼奥書(?)」	「旧辞」(古伝承)と思われる部分 中国の龟ト書を典拠とした文章	「旧辞」と思われる部分 605天長七年、ト部遠繼奥書(?)」	〔序〕 「甲巻」 〔目次〕	〔新撰龟相記甲〕 〔序〕 〔甲巻〕 〔目次〕	亀兆とその卦文 マチガタ(亀甲のヒビ割れ) の解説の手引	「抄」 吉田本
x	x	x	x	x	x	○	○	○	○	○	x	矢野本
x	x	x	x	x	x	x	○	x	○	○	x	「考証」 黒田本

遠繼筆の『新撰龜相記』の(序)・(目次)および「旧辞」を主とする部分。比較的原本に近いと思われる。同上の「龜相」の要素を強く残している部分が。「A」よりもやや多い変化が加わっていると思われる。

同上の「亀相」の要素を強く残している部分か。「A」よりもやや多い変化が加わっていると思われる。

後世の追加な  
いしは「亀相」  
の大目に変化  
したものと思  
われる。

も、実は826行目の「供奉 御体御ト之方」に対応し、その内容が868行目（あるいは、827~848行の「龜甲」条をも含むか）までに述べられているとしていいのではないだろうか。

ここで、以上の諸点を踏まえつつ、東大本（梵舞自筆）『龜ト抄』（11）の構造の図示を試みてみよう。（図I）

この図について、二・三の補足説明をしておく。

まず、527~536行の部分について

略案ニ龜經。龜有九種。石龜、泉龜、蔡龜、江龜、洛龜、淮龜、早龜、雖三龜同ニ大類一、用則異。其九龜有五色。用授四時。春用青靈龜、……。

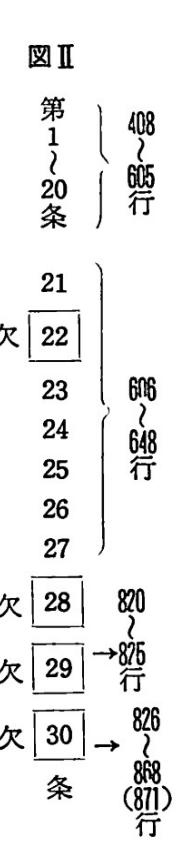
こういった調子のこの10行は、ほぼ同内容で冒頭の1~10行にもあらわれている。つまり、この527~536行は、もともとは1~361行の龜兆とその卦文の説明の冒頭にだけあつたもので、それが、527行から始まる「龜誓」（後述）に引きずられてこの部分にも加えられたのではないか。『考証』本文（黒田本）にもこの部分がないのは、その原型を伝えていたものと思われる。

この527~536行部分の追加は、先に述べた「供奉 御体ト火数増減一条」（44行）がおそらく820~825行へ、「供奉 御体ト吉凶称候一条」（44行）が826~838（871）行へと移動していたこととも相まって、原本『新撰龜相記』に、また比較的原本に近いと思われる「A」部分においてさえ、その後、ある量の変化が加わったであろうことを推測させるであろう。

次に、「目次」の内容について。

「目次」は、甲巻については、「伊佐諾神佐波両神生淤能ニ侶嶋本辭一条」を筆頭に三十条が挙げられている。このうち四条が東大本には見当たらず、そのうち一条は先に述べた「供奉 御体ト火数

増減一条」（44行）で、820行以下に移動していると推測した。また、もう一条は「供奉 御体ト吉凶称候一条」（44行）で、826行以下に移動していると推測した。なお、この三十条のうちで、「……ト部遠繼」（605行）以前に入っているのは、第二十条までである。以上を整理すると、図IIのようになろう。



すなわち、21（為ニト斎戒）、22（為ニト肩乞詞）、23（分ニ用龜甲一数）、24（仕ニ奉御ト用甲二枚）、25（灼ト充レ火用レ水方）、26（地天神人兆五枝主治）、27（説ニ地天各廿九卦、神人各三十八卦兆、三卦々体一一）、28（トニ雜事乞レト詞方）、29（供ニ奉御体ト火数増減）、30（供ニ奉御体ト吉凶称候）、これら10条は、606行以後、つまり「爾（念）曰。」より後の部分に、「龜相」（44行）として（旧辞）の「後に列」（44行）されていたのであろう。この部分に特に欠落や移動の多いことに注意すべきであろう。

なお、「目次」は、乙巻に「説地之称候」、丙巻に「説天之称候」、丁巻に「説神人兆三卦称候」各一条を配しているが、これらは本文に確実な対応部分がない。このことについて、椿「解題」は、

……乙、丙、丁巻の一部は甲巻末に組込まれて存して、いるのではあるまいか。（略）乙、丙、丁巻は失われてしまつたのではなく、『龜ト抄』の前半（略）の部分が、その発展した形なのではあるまいか。

と述べているが、妥当なところであろう。

### 3

祝詞	〔A〕部分
なし	水の神 弥都波能壳神水
なし	金山彦金山姫 <small>カナヤマヒコハルヒメ</small> 今磐也 <small>カツツキタガ</small>

古代文学の資料という点に限定した場合、特に重要な部分は、図の「A」にある部分であろう。そのポイントのいくつかを、ざくかいつまんで次に列挙しよう。

- (i) 「本辭」「旧辭」という用語が、『古事記』序に見られる「本辭」「旧辭」の意味を確定するための参考になること。
- (ii) 587行に「案スルニ 古事記」として『古事記』序の一部を引用しているだけでなく、全般に『古事記』からの引用が多い。『古事記』の最古の写本である真福寺本は中世（一三七一）のものであり、それにより約五百年も先立つ古い引用であることになる。つまり、『古事記』の、より古い詞章を伝えていた可能性がある。
- (iii) 鎮火祭についての、記紀ともに伝えていない伝承を、「鎮火祭祝詞」（『延喜式』）とほぼ同内容で記録している。鎮火祭は、『令義解』（神祇令）に、
- 鎮シノノヒ 火ヒ 祭ミツ 謂スル 在ニ 宮城四方外角ノ。ト部等シテ 鎮火シノハ。
- とあるように、ト部が主宰する祭であった。したがって、黄泉の国に神避ったイザナミが、『上つ国に悪き兒（カグツチ）を生み置いた』と言い、もう一度その上つ国に帰って、その悪しき火の神を鎮める方法を伝授する、という大筋が一致し、また「上つ国」というやや特殊な用語が一致しているのは当然であろう。しかし、さら興味深いのは、それにもかかわらず祝詞との違いも見えていることであろう。

(iv) 随所に独自の割注を加えていること。その一例。

生膚断シロハラハラ 始人死膚断シロハラハラ 殺人（479行）

「死膚断」を「殺人」とするのは珍しい。「死体を傷つけること」という説が一般的だが、この「殺人」説も検討の値うちがある。

(v) 「龜誓」と称して独特のノリトを伝えていていること。（556～556行）

『講義』（㊱）は、この直前の「龜経」の部分（557～558行）を含めて570行目までについて、「此次の本文は、鹿トの伝を失ひて、之に代るに龜トを用ゐる事となれる代に、龜トを鹿トより尊くせんと作り出たるものなれば、その強言を略けり、信友の正ト考に論あり、見るべし」、としているが、必ずしもそうとばかりも言えぬものであろう。「強言」ということで言えば、記紀の神話の多くも天皇家の国家神話として、さまざま「強言」に満ち溢れていたはずであろう。むしろ、ト部氏独自の「強言」を断固主張している点こ

### 新撰亀相記

そ、氏族伝承としてのあり方にふさわしいとも言えるのである。

次に、「龜誓」（椿「解題」は、甲巻「目次」に見える「肩乞詞」—396行、本文は欠一と同じとしている）のおよそを引用しておこう。（割注は除いた。訓み下しは椿「解題」に従つた。なお、『』内は、鎌倉末期成立のト部兼方の『続日本紀』も、「龜兆伝曰。凡述龜誓。」として記録している部分。）

『皇親カミロギ・カミロミのみこと、荒ぶる神をば掃ひ平げ、  
(言問ひし) 石木草(片)葉も語断、カミロギ・カミロミのみこと詔りたまひしく「吾がスメミマのみことは、豊葦原の水穂の國を、安らげく平らげく知らし食せ」と天降し寄させまつりし時に、「いづれの神か、スメミマのみことの朝の御食、夕の御食、長の御食、遠の御食に聞こしめし、仕へ奉らむ」と、神問はしたまひし時に、天の香(具)山に住む白真名鹿「吾まさに仕へ奉らむ。我が肩の骨を内抜に抜き出でて、火成トをもてこれを問へ」と。「問ひたまひし時すでに火偽を致す」とフトノリトのみこと進みて啓さく「白真名鹿は上つ国の事を知らせ。なんぞ地下の事を知らんや。吾はよく上つ国、地下の天神地祇を知れり。いはんやまた人の情憤悒をや」と。手足容貌、群神に同じからず。かれ、スメミマのみこと夫の石座放れ、八重雲別きて天降ります御前に立ちて下り来れり。住む川産は、昼は野の鳥を喫ひ、(約4行省略)、八十むらの灾をもて海の子食らふといへども、朝夕に咎祟なし。『あが八十骨を日に乾き曝し、斧をもて打ち、天の千別にちわきて、甲の上、甲の尻は、真澄の鏡にこれを取り作さむ。天の刀をもて町を掘り、これを判じ掃ひ』天の香山のフモリ木を探りて、火燧を造し、天の香火をきり出して、天

の母鹿の木に吹きつけ、天の香山の節なき竹をト串と折り立てて、これを問へ。曳土は下つ国の八重にて聞かまむ。曳く天は高天原の八重にて聞かまむ。通し灼かれし神の方は、衆神のうちカミロギ・カミロミのみことは聞かまむ。(以下、約9行省略)【A】部の最も価値ある部分は、この「龜誓」であると私は考える。椿「解題」が、

片仮名傍訓によつて、「聞かまん」・「聞かまば」・「聞かみ通せむ」等の特異の語法があつたことがわかり、国語学的にも興味ある資料と思われる……

と評価している点の他にも、白真名鹿とフトノリトのみことの対決など、徹底して「龜ト」の側の視点に立つた伝承で貫かれている点が独特である。

なお、このフトノリトのみことには、「(略)住天香池龜津比女命今称天津詔戸太詔戸命也」と注が付されているが、この「龜津比女命」などにも注目すべき点はあるかと思われる。『丹後國風土記』逸文の浦島子伝承に、「……五色の龜……忽に婦人と為りき。……『是は龜比売の夫なり』と曰ひき。」とある「龜比売」なども考慮に入れつつ、考察してみる必要があるだろう。こういった点はもちろんのこととして、今後「龜誓」全般にわたる詳細な検討が急がれるところであろう。

## 注

(1) 未詳。

(2) 菅生朝臣忍人は、『続日本紀』によれば、天平宝字八年(七六四)正月に正六位上より從五位下に進んでいる。『新撰姓氏錄』には、「天兒屋根命之後也」とあり、ト部氏とは同族であることがわかる。

(3) これらの名前（遠繼も含めて）のうちでは、鳴繼が『続日本後紀』承和元年（八三四）正月己未（八日）条に「正六位上ト部鳴繼、授外從五位下」と見えているだけである。

なお、『抄』（④）序は、淳和天皇が「問波志給閉略爾依豆」遠繼が奏上した、としているが、この事実を証す資料はない。遠繼の名が史料に見えぬこともあるて、『古語拾遺』に比して、その成立事情にやや不安を残す。

(4) 「亀経」は、『隋書經籍誌』に「亀経一卷、晉掌ト大夫史蘇撰」、また『唐書芸文誌』にも「柳彦詢撰」、「孫思邈撰」として書名のみが挙げられている。

ところで、『大唐六典』（呉哲男氏からの教示に助けられた）には、ト占に関する『周礼』以来の古規定が載せられているが、その『太卜署』条に亀之九類五色、依<sup>四時</sup>而用<sup>之</sup>。

一日、石亀、二日、泉亀、（略）、九日、旱亀、春用<sup>ニ</sup>青靈、……

(5) 伴信友は『正ト考』の「亀兆伝の事」条で、「釈日本紀述義第六卷 太占の釈に、引載たる亀兆伝と云へる詞は、ト事に鹿の肩骨を用ふることを<sup>アマ</sup>廢て、亀甲を普く用ひしめむために作れる虚説にて」と断じてはいるが、しかし、「しかずがに古く書るものなれば、そのかみの亀トに遣れる古伝なるべく、ほのかにきこゆることの、無にしもあらぬを」と、その「古伝」であることの意味も認めようとしている。

なお、同条に、「……神龍院梵舞の、亀トの伝書に祭文とて、この亀兆伝の文を載たるにも依りて校訂せるなり、<sup>この梵舞の伝書のこととは</sup>凡例に云へるがごとし」とあることから、おそらく信友は、梵舞の『亀ト抄』を読んでいたようである。ただし、信友の言とは裏腹に、「凡例」には見えていない。

### 万葉集の七夕歌

19号（昭和五十五年三月三十一日発行）

高野正美

日本靈異記と<sup>ヘ</sup>表相

多田一臣

高野正美

靈異記の時間意識

古橋信孝

説話の流通と形成—道場法師の孫娘の説話をめぐって—

三浦佑之

靈異記説話の<sup>ヘ</sup>夢<sup>ヘ</sup>こもり<sup>ヘ</sup>幻想における仏との出会い—

近藤信義

靈異記の歌謡—下巻三十八話を中心として—

保坂達雄

乞食考—靈異記説話の形成—

斎藤英喜

「一夜孕」譚の分析—共同幻想と表現の恣意性—

吉田修作

「諷歌倒語」の論

滝口泰行

万葉集卷一吉野讚歌の系譜—宫廷讃歌から宫廷歌謡へ—

「古代文学」総目録  
20号「古代文学会二十周年記念特集号」（昭和五十六年三月  
十日発行）

第一特集・回顧と展望  
第二特集・古代の歌学

万葉の歌学

歌学の成立—省試と詩学—

『歌経標式』の和歌観—導き出された<sup>ヘ</sup>こころ<sup>ヘ</sup>—

歌経標式の理論

国譲り神話の再検討—神話の論理と歴史について—

枕詞論—<sup>ヘ</sup>うた<sup>ヘ</sup>への課題—

天智挽歌群の論

湯川久光  
近藤信義  
西条 勉  
辰巳正明  
中川幸広  
野田浩子  
橋本達雄  
斎藤英喜  
吉田修作  
滝口泰行